総務建設常任委員会

令和4年7月26日

葛 城 市 議 会

務建 設 常 任 委 員 会 総

1. 開会及び閉会 令和4年7月26日(火) 午後2時40分 開会 午後3時14分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

委員長 3. 出席した委員 梨本洪珪 委員 横井晶行 IJ 吉 村 始 川村優子 IJ IJ 増 田 順 弘 下村正樹

欠席した委員 松林謙司 副委員長 委 員 西川善浩

IJ

柴田三乃 4. 委員以外の出席議員 議 員 IJ 坂 本 剛 司 IJ 杉 本 訓 規 奥本佳史 IJ 谷 原 一 安 IJ

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 阿古和彦 副市長 溝 尾 彰 人 企画部長 高垣倫浩 企画政策課長 勝眞由美 ッ 補佐 髙 松 和 弘

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 岩 永 睦 治 書 記 新 澤 明 子 IJ 神橋秀幸 IJ 福原有美 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査) 議第44号 調停に代わる決定について

開 会 午後2時40分

梨本委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

皆様、お疲れさまです。本日も総務建設常任委員会、委員の皆様ご参集賜りまして、誠に ありがとうございます。

本日の付議事件は調停に代わる決定ということでございます。平成29年から道の駅かつらぎに関する損害賠償等請求事件ということで、これまで議会の中でも数々の議論を重ねてまいりました。今回は3つ目の損害賠償等請求事件に対する第17条決定の内容について、皆様とともに慎重審議してまいりたいと考えておりますので、また自由闊達なご意見を賜りますよう、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員外議員の出席を紹介させていただきます。奥本議員、杉本議員、谷原議員、 柴田議員、坂本議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを 押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第44号、調停に代わる決定についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

高垣企画部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしくお願いいたします。

本案につきましては、令和4年7月19日に大阪高等裁判所第7民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償等請求調停事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定書が到達いたしました。この決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。これより担当課長のほうより資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料は3点ございます。まず1点目の資料でございます。1点目の資料は、大阪高等裁判 所第7民事部令和2年(ネ)第1666号の裁判の状況を図で表したものでございます。

2つ目の資料でございます。2つ目の資料は、大阪高等裁判所第7民事部より第17条決定 が令和4年7月19日付で到達しておる、その資料を配付させていただいております。

最後に、3番目の資料といたしまして、道の駅かつらぎ監査結果通知書に基づく訴えの提案関連ということで、訴訟の状況について書いたものを報告書として出させていただいております。

以上3点に基づきましてご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

梨本委員長 企画政策課、勝眞課長。

勝眞企画政策課長 企画政策課の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

令和4年7月19日付で、大阪高等裁判所第7民事部より、民事調停法第17条に基づく決定 書が到達いたしましたので、その内容につきましてご説明をさせていただきます。

お手元の資料、決定文の1ページをお願いいたします。

主文。

- 1、控訴人らは、被控訴人に対し、違法な本件公金支出の是正のための解決金として、連帯して、本決定確定の日から2か月以内に370万4,400円を支払う。
 - 2、控訴人らは、本件について、葛城市民に対する謝罪の意を表すものとする。
- 3、被控訴人と控訴人らは、被控訴人と控訴人らとの間には、本決定に定めるもののほか、 本件に関し、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
 - 4、訴訟費用及び調停費用は、第1、2審とも各自の負担とする。 理由。
- 1、本件は、地方自治法上の普通公共団体である被控訴人が4件の道路改良工事に係る請 負代金の名目で有限会社櫻井建材建設に370万4,400円を支出したことについて、当該工事は 実体のない架空工事であるから公金支出は違法であるとして、本件公金支出にかかわった当 時の市長であった控訴人(前市長)、副市長であった控訴人(元副市長)に対し、不法行為 に基づく損害賠償として370万4,400円とこれに対する遅延損害金の支払を求める事案であり、 原審は、被控訴人の請求をすべて認容した。

なお、原審においては、有限会社櫻井建材建設も共同被告となり、同社に対しては、上記金額の支払を命ずる一審判決が確定しているが、被控訴人が同社から上記判決に基づく債務の履行として金員を受領したことはうかがわれない。

2、本件公金支出については、原判決が指摘するとおり、柊の郷が所有していた私有地における工事を普通地方公共団体が発注するものであり、このようなことを許容する法令上の規定は見当たらないほか、代替地に瑕疵があったとしても、その責任は、市ではなく、公社が負うべきものであり、また、工事代金の支払も架空の工事代金名目でされていたものである。これらの事情に照らせば、本件公金支出が違法であり、それによって被控訴人は、支出した公金に相当する370万4,400円の損害を被ったとの原判決の結論は、首肯できるものといえる。

そして、控訴人(元副市長)は、架空の4つの工事について決裁をした事実までは認められず、本件公金支出が違法であることや本件公金支出によって被控訴人に損害を与えることを認識した上で、違法な本件公金支出をしたとはいえないものの、柊の郷と折衝し、本件工事を行うこと等について被控訴人の職員に指示するなど、本件公金支出において中心的な役割を果たしており、上記の違法な公金支出について過失があることは否定し難い。また、控訴人(前市長)については、本件公金支出を直接決裁する等の関与をしたとは認められないものの、市長として、道の駅の設置事業を計画・推進し、その過程では、本件以外にも問題となる公金支出が発生していること等の事情に照らせば、違法な本件公金支出について、道義的な責任は免れないものと考えられる。

3、しかしながら、被控訴人において企画された道の駅整備事業は公益的な事業であり、

結果的に地域社会の活性化や被控訴人の財政にも貢献しているといえる。本件公金支出は、 道の駅整備事業の遅延やそれに伴う被控訴人の種々の負担を避け、同事業を円滑に推進する ことを意図したものであり、その実現に有益であったと評価し得る面もある。また、本件事 案の内容や、本件の道の駅整備事業の公益性、有用性を踏まえれば、被控訴人の将来のため にも、この事業に関する本件訴訟を円満に解決することが望ましいことは、関係当事者間に おいて先に確定した大阪高等裁判所令和4年(ノ)第2号決定及び同4号決定のとおりであ る。

4、よって、当裁判所は、本件に関する紛争を解決するため、本件に現れた一切の事情を 衡平に考慮し、民事調停法17条を適用して、主文のとおり決定する。

令和4年7月19日、大阪高等裁判所第7民事部。

以上が決定文の内容となります。

今回、葛城市がこの第17条決定を受け入れる理由といたしましては、決定文1ページの主文の1項に、「控訴人らは、被控訴人に対し、違法な本件公金支出の是正のための解決金として、連帯して、本決定確定の日から2か月以内に370万4,400円を支払う。」と記載されております。また、2ページの理由の2項の中に、下から8行目でございます、「本件公金支出が違法であり、それによって被控訴人は、支出した公金に相当する370万4,400円の損害を被ったとの原判決の結論は、首肯できるものといえる。」と記載されており、この第17条決定に従い、370万4,400円が市に戻ってくることで住民監査請求の勧告の1つが解決されることになると考えています。

仮に、今回の決定を受けずに訴訟を続けることで最高裁判所まで継続した場合、訴訟にか かる時間、費用が更に必要となることも想定されます。訴訟を担当する弁護士と市で相談し た結果、市といたしましては、今回の第17条決定に異議申立てしないことといたしました。 以上でございます。ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

梨本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

吉村委員 どうぞよろしくお願いいたします。今、課長が読み上げてくださった主文のことについて、 2点お伺いをいたします。

まず、主文の4項なんですけれども、訴訟費用及び調停費用は、第1、2審とも各自の負担とするというふうになっていまして、これは1審の判決では、訴訟費用は被告らの連帯負担とするとなっていましたので、この分だけ見れば後退していると、1審に比べて後退しているというふうに見えるわけでありますけれども、先ほど課長の説明にありましたように、これから更に、ちょっとこれを認めずに先の方に進むと、最高裁判所まで行くと、時間、費用とか、大変かかっていくというふうなことで、総合的に判断されたのかなというふうにも思うわけですけれども、このことについて、改めて確認でお伺いをいたします。

それからもう一つですが、これは主文の2項ですけれども、控訴人らは、本件について、 葛城市民に対する謝罪の意を表すものとするというところにつきまして、これまでにも複数 の議員から、この謝罪の意、これを具体的にどのように表してもらうのか、それをきちっと してほしいという意見が出てまいりましたので、このことにつきましても、改めてお伺いを いたします。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの吉村委員のご質問の1点目、まず主文の4項、調停費用の各自の負担とする部分についての市の考え方なんですけども、先ほども担当課長からも申し上げましたように、まず第17条決定に従うことによりまして、住民監査請求の勧告の1つが解決されるという点が1点と、訴訟に関する費用、これから更に必要になる可能性もあるし、ある種、またそれに関わる職員の費用もかかるなど、いろんな面が考えられます。そのような点から総合的に判断して、今回この決定を受け入れるということで、議案として上げさせていただいておるということでご理解いただきたいと思います。

2点目の、控訴人に対して直接謝罪を求めていくという部分、その点につきましては、市といたしましては、単に決定の文書の中にある「市民に謝罪の意を表す」ということで文書の記載にとどまるだけではなく、当事者に対して公の場で直接謝罪を求めていきたいと考えております。これにつきましては、前回の第8民事部、630万円の訴訟でも同じような中身があったと思うんですけども、それも含めまして、今後どのような機会で、どのような形で公の場でできるのかというのもしっかり検討していきたいと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 吉村委員。

吉村委員 第4項については承知いたしました。これから例えばずっと裁判を継続していくとなれば、 1つは裁判費用というふうな問題もありますけれども、私はむしろそれよりも、その裁判を 続けていくに当たっての職員が割かれる時間的なこと、それからあと、いろんなことに対し て作業しなきゃいけない負担といいますか、そういったことを懸念をしておりました。この ことで、これがなくなりますので、職員のパワーをこれからの市政を前向きに進めていく、 こういうことに使っていただきたいというふうに思います。4項については承知いたしまし た。

また、2項の控訴人らの謝罪の意のことにつきましても、これもやはり、今回のことにつきましては多くの市民も注目されていると思いますので、ぜひとも誰もが納得できるような、そういった具体的な形になるように、こちらのほうに出向いてもらうなり、方法はあろうかと思いますけれども、そういった形でできるように、しっかりと検討し、実行していただきますようお願いをいたします。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

増田委員 関連でお尋ねをします。お尋ねといいますか、この決定に異議申立てをしないと。これは 控訴人も、被控訴人も、3者それぞれがこの件に関して、決定に関して異議申立てをしない ということを3者とも合意したといった段階で、この第17条決定が成立するということでいいんですかね、まず。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしくお願いします。

ただいまの増田委員のご質問、おっしゃるとおりで3者、被控訴人、葛城市と、控訴人の 2人が、それぞれこの決定に対しまして、14日以内に異議を申立てしなかった場合に、和解 と同じ効力が発生するという流れでございます。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 ということで、14日までにということは、先ほど読んでいただいた主文の1、2、3、4項、それぞれに関して、分かりましたと、それに従いますというふうに合意形成がなされるものだと私は確信をしておりますので、先ほどご質問にあった2項の、私も関心といいますか、そう願いたいんですけども、葛城市民に対する謝罪の意を表すと。この行為に関しては、1項に関して、370万4,400円に関しては、市の財政に非常に関係する問題ですけども、葛城市民に対してけじめをどうつけるんだというのは、謝罪しかないんですよね。だから、1項も、2項も、3項も、4項も、それぞれが重要な主文の内容ですので、私は必ず守っていただけるもんやというふうに思っているんですけども、具体的にどのような謝罪の方法というのが想定できるのか、分かりませんかね、これは。分からないですか。分からないなら結構なんですけども、そういうことを私は、合意されたということであれば、守っていただくことが本意であるというふうに確信をしておりますので、もしそのようなことが履行されない場合は、また市の方からもそれなりの手続を負っていただく必要があるのかなと、こういうふうに思います。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はありませんか。

下村委員。

下村委員 この資料をもらっています3ページの上から3行目で、その過程では、本件以外にも問題となる公金支出が発生していること等の事情に照らせばと、こうあるんですけれども、本件以外にということは、今問題になっていること以外にも公金支出をやっているというように私、受け取っているんですけれども、どういうことか、この場で分かったら教えてほしいんですけれども。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。

ただいまの下村委員のご質問の、この第17条決定の主文については、いわゆる裁判でいう 判決部分に当たりまして、後ろの理由については裁判所の所見が書かれておるということで、 担当する弁護士から聞いておりまして、今の第2項の、その過程では、本件以外にも問題と なる公金支出が発生しているという部分なんですけども、本件以外ということは他の訴訟、 道の駅の関連訴訟の部分を指しておるのではないかということで、この部分、以外というの は、そのような解釈でいいのではないかということでご理解いただきたいと思います。よろ しくお願いします。

梨本委員長 下村委員。

下村委員 この件ではそういうことでいいと思うんですけれども、一歩踏み込んで、ここにそういうように、本件以外にも問題となる公金支出と書いてますから、こんなんあったんかな、どんなことやろうと思って、ちょっと聞けたら聞きたかったということだけで、この場で言えないのであれば、別によろしいですよ。

梨本委員長 では、そのほかに質疑ございますでしょうか。

川村委員。

川村委員 今回の上程されたこの案件は、訴訟の、先ほど質疑がありましたようにあと2つの裁判がありまして、その3つ目の第17条決定ということで理解をさせていただいております。

ここに至るまで、この370万円の行為に対しては、副市長、それから市長の決裁の部分がないと。こういう部分は本当に、トップとして執行、その署名等、決裁をする中でその隙間を縫った、分からない、不法な、いうたら手続、本当にその手続上、その隙間をついた、とても見過ごしてしまうというような内容であったと。これが一番問題な部分である裁判であったと思います。

ほかの部分につきましては、金額的にはもう少しあったわけですけれども、この3つの関連裁判が住民監査請求という形で処理をされていって、このたびは、この住民監査に関しては、きっちりと答えが出たということでございます。その点につきましては住民監査をされ、そして、我々もその手続を踏ませていただいた立場から、一定の結論が出たというふうに思っておりますので、そこの部分については納得をさせていただいております。

ただ、議会はやはり、この裁判、当初は裁判に踏み切ったわけですけれども、この時点に、今のこの局面に来て、このまま更に最高裁判所まで行くか、行かないかという部分につきましては、非常に裁判費用が、これまでも2,400万円かかっていたと。ここについて、まだ更にこれから裁判を続けていくならば、更に裁判費用が要る。ここについて議会は非常に懸念をしたわけです。

この問題について、しっかりと、行政側といろいろな話合いの場を踏んだ結果、この第17条決定という、今回の民事調停法とこの手法をもって、この問題が解決をしていったと。これは市側にとっては、必ず勝訴をするという形でこれまで臨まれたと思います。しかし相手があることで、ここに書いてある、るる理由の中で、個人が利益を持ったり、本当に故意でもって悪行がなされたとか、そういったことが示されていない。この文章の理由づけにつきましては、やはり裁判の時を経て、いろいろと解明された部分であったというふうに私は理解しております。裁判費用、これからもう少し、最高裁判所まで行ったら、あとどれぐらいかかるかというようなことは、当然高額であるということであるゆえに、この和解、民事調停法という手法を選ばれたというふうに理解していますが、あとどのぐらい要ったかということについてはアバウトでしか言えないと思いますけれども、やっぱり市民の皆さんにとりましては、これまで2,400万円もかかった裁判費用に、あとどれだけ上乗せされて、どんなふうに進んでいくのかというところと、今回、民事調停法で和解になったというところ、こ

こについては一定、この和解というところにもう来るべきであるなというふうに市民の皆さんにも理解をしていただかなければならないわけですので、こういった委員会を通じて、市民の皆さんにこれがどうして和解になっていったのかという部分、もちろん住民監査請求については一定理解したと。しかし、先ほどからも部長の答弁の中で、これ以上裁判を続けると裁判費用がかさむと。この裁判費用が今回のこの判断全て、この3つの裁判の判断をされた中で、これからまだ裁判を続けるよりはいいだろうというふうに判断されたから、今回の民事調停法の決定の議決をもらうということになったわけですので、市民の皆さんにぜひとも、今回の終結に当たって、どういった理由でこういう判断をしたのかというところを、裁判の費用も多いのか、少ないのかというところですけれども、もう一度きっちりと答弁をいただいて、私たちも議会としては、これ以上裁判費用を増やしてまでこの裁判をする必要がないというふうに、私自身はそう少なくとも思っております。ですので、今回は次に進まないで、この民事調停法の決定を受けるということに至った一番の理由について、もう一度答弁をいただきたいというふうに思います。

梨本委員長 高垣部長。

高垣企画部長 企画部の高垣でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの川村委員のご質問、裁判の費用、かかってきた費用という点でなんですけども、まず今回の第17条決定、370万円の訴訟につきましては、これまでかかった費用につきましては63万3,342円でございます。これまでの道の駅の関連訴訟、あと630万円の訴訟と2,500万円の訴訟がございますが、それらを合わせた額でこれまで支払った費用といたしましては、2,100万7,755円という金額が支払われております。これら全て、今回第17条決定という形で終わってきておるところではございますけれども、これからかかる費用といたしましては、裁判費用といたしましては上告費用が発生するんですが、それにつきましては弁護士との交渉の余地もございますので、一般的に着手金、同額が必要かという部分もあるんですけども、そのような交渉もありますので、今後かかる費用については、ちょっとこの場でのお答えは差し控えさせていただきたいと考えております。ただ、かなりの費用が発生するということは間違いございません。

以上でございます。

梨本委員長 川村委員。

川村委員 今、部長の方からご答弁をいただきました。この裁判、今回の上程されている裁判については、やては63万円ですか、という金額ですが、その関連、先ほどから関連した裁判については、やっぱり相当な金額もかかっております。2,100万円以上かかっているというわけですから、私たち議会としましては、今回も2つ、この調停に係る第17条決定については議決をしております。最終的に残る1つの、今回の議決をしないといけないという局面に来まして、やはりこれからの上告費用、かなりの金額がかかるということで、一定、市民の皆様には、そういった皆様の血税を使うということに対しては、議会のほうからもやっぱり異議を申し上げておかないといけないという部分において、この第17条決定をしっかりと議決をしてまいりたいというふうに思いますので、この裁判に関しては、非常に市民の皆様にご心配をいただ

いた、また関係者の方にもいろいろと時間を要したということ、先ほども吉村委員の方からもおっしゃっておられましたが、大変な労をやっぱり投じたと。ただし、これからの葛城市においての、こういった不法な事務手続が二度と起こらないというふうなことが最も大事であります。執行するトップの立場としましても、やはりなかなか意思疎通が図られずにして、こういった案件が引き続き起こっていかないような体制づくりというのを、これからしっかりと構築をしていっていただきたい。これをまず願うということで、今回はこういった事案につきまして、しっかりと皆様の議決をいただきたいというふうに、私も議長の立場から、私は今日はこの委員会だけですけれども、この段階において民事調停法第17条という選択は間違いではなかったのではないかなというふうに私は思います。

以上です。

梨本委員長 ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで、委員外議員からの発言の申出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、本日も慎重審議ありがとうございました。ようやく道の駅かつらぎの訴えに関するこの裁判において、終わりが見えてきたのかなというところでございます。まだ本会議で採決ということがございますが、総務建設常任委員会では、調査案件としても、この道の駅かつらぎに関する諸問題、これまでも審査してまいりました。それ以前は道の駅かつらぎに関する調査特別委員会というところで、約5年間いろんなことを審査してまいったわけでございますが、なかなか、この裁判があるということによって、議会での答弁がなされなかったり、解明に近づかなかったりということも多数あったことを私、今、思い出しております。そういったことも含めて、今後、一旦裁判に関しましてはこれで終わりとなりますが、この先も総務建設常任委員会の調査案件として、しっかりとこれまでの経緯、そして今後の再発

防止につながるような議論を重ねてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご協力、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして務建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後3時14分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 梨本 洪珪